

## 加速アクションプラン個票

<b>①実施項目</b>	26	職員の定員管理・給与適正化事業	②No.41	実施状況 実施中		
<b>③加速プラン事業名</b>	給与適正化事業					
<b>④所管課</b>	総務課					
<b>⑤現状と課題</b>	<p><b>【現状】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・給料については、国家公務員に準じて支給している。</li> <li>・管理職手当については、給料月額に対して定率で支給している。</li> <li>・特殊勤務手当については現在、徴収手当等7種類の手当がある。</li> <li>・通勤手当については、支給要件は国家公務員と同様であるが、自動車等使用者の通勤距離区分及び手当月額は、独自の金額となっている。</li> </ul> <p><b>【課題】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人事院勧告を踏まえ、適正に職員の給与については支給しているが、今後の社会情勢や市の財政状況により、見直しを検討する場合は想定される。</li> <li>・上記手当については、社会情勢の変化を踏まえ、国家公務員や近郊市町村の状況をみながら、妥当性・見直しを検討する。</li> </ul>					
<b>⑥取組み内容</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理職手当については、定率制から定額制にする。</li> <li>・各特殊勤務手当について、勤務の特殊性の有無等、その必要性や妥当性を検証し、見直しを検討する。</li> <li>・通勤手当については、国家公務員の例及び地域事情を考慮しながら、妥当性を検討する。</li> <li>・特別職の給与については、特別職の判断により適宜見直しを行う。</li> <li>・退職手当組合負担率の軽減</li> </ul>					
<b>⑦年度計画</b>	H19	H20	H21	H22	H23	H24
平成19年度から平成21年度までは集中取組期間です。	特別職給与抑制 特別職退職金 見直し	管理職手当の 定額化の検討	管理職手当の 見直し 特殊勤務手当 の検証 通勤手当の検 討	特殊勤務手当 の見直し 通勤手当の検 討		
		→	→			
<b>計画値</b>	0	71,000	71,000	77,000	70,000	70,000
<b>実績値</b>	0					
<b>⑧目標</b>	<p><b>【計画値算式】</b> 適正化による対前年効果額</p> <p>管理職手当、特殊勤務手当の見直し。 通勤手当の妥当性の検討。 特別職による特別職の給与等の抑制。</p>					
<b>⑨効果</b>	<p>管理職手当の定額化により、人件費の抑制につながる。 特殊勤務手当については、著しく不快や危険を伴う業務に限定して支給することにより、手当の適正化及び人件費の抑制につながる。 特別職の給与の抑制により、人件費の抑制につながる。 退職手当組合負担金の率の軽減により、人件費が抑制される。</p>					
<b>⑩達成度</b>	H19	H20	H21	H22	H23	H24
	特別職給与・ 退職金の減 額のため条 例を改定	・管理職手当 の定額化の 検討・決定	/	/	/	/
<b>⑪国集中改革プラン報告項目別全体計画</b> (対H16) ※当該加速プランが含まれる項目について表記						
【項目名】給与見直し	H17	H18	H19	H20	H21	合計
全体報告値	0	0	0	0	0	0
単位：千円	0	0	0	0	0	0